

ニッセンレンエスコート加盟店規約

第 1 条 (加盟店)

1. 本規約を承認の上、株式会社ニッセンレンエスコート（以下「当社」という。）に加盟を申し込み、当社が加盟を認めた法人、又は個人を加盟店、協力店（以下「加盟店」という。）とします。
2. 加盟店は、本契約に定める信用販売を行う店舗、施設（以下「カード取扱店舗」という。）を指定の上、あらかじめ当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のないカード取扱店舗での信用販売はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うすべてのカード取扱い店舗の店頭又は見やすい場所に当社の指定する標識（ステッカー・ポスター等）を掲示するものとします。

第 2 条 (カードによる信用販売)

加盟店は、当社及び当社が提携している日本専門店会連盟に加盟した各組合・各社が発行する有効な日専連カード並びに当社がカード交流している株式会社ほくせん（以下「ほくせん」という。）が発行する有効なカード（以下総称して「カード」という。）による商品の販売又はサービスの提供を求められた場合は、本規約に従い、カード所有者（以下「会員」という。）に対して信用販売を行うものとします。

第 3 条 (ギフトカード等の取り扱い)

1. 加盟店は、当社が発行する有効なギフトカード及びサービスチケット又はサービスの提供を行う場合には、前条に準じた取扱いを行うものとします。
2. 加盟店は、当社が提携する日本専門店会連盟に加盟した各組合・各社が発行する有効なギフトカード及び当社がカード交流するほくせんが発行する有効な商品券については、当社発行のギフトカードと同様の取扱いを行うものとします。

第 4 条 (差別的取扱い等の禁止)

1. 加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪収益移転防止法等の関係諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。
2. 加盟店は、当社発行の有効なカードを提示した会員又は有効なギフトカード等の使用者への商品の販売又はサービスの提供に際し、次の差別的な取扱いを行ってはならないものとします。
 - (1) 現金にて販売する場合に比較して高い対価を付して販売すること。
 - (2) 現金にて販売する顧客と異なる差別的取扱い若しくは販売の拒否、又はカードによる販売代金を会員から直接請求すること。

3.加盟店は、次に定める内容の信用販売及びギフトカード等の取扱いを行ってはならないものとし、

- (1) 公序良俗違反の取引
- (2) 法律上禁止された商品等の提供
- (3) 特定商取引に関する法律に抵触する取引
- (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
- (5) その他当社が不相当と判断する取引

第5条（会員との紛議）

1. 会員のカード利用により提供した商品の納入、返品、瑕疵、故障、提供した役務の内容及びアフターサービス等について紛議が生じたときはすべて加盟店の責任において解決するものとし、解決に至るまでの間当社は加盟店に対する立替払を一時保留するものとし、
2. 前項の紛議を理由に会員が当社に対する支払請求を拒んだ場合又は会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は加盟店に対する立替払を拒否するものとし、また、その代金が立替払済みのものについては、加盟店は当社より請求があり次第、直ちに当該金額を返還するものとし、

第6条（信用販売の方法）

1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合には、カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無等について調べた上、そのカードが有効なものであることを確認するものとし、
2. カードが有効である場合には、当社所定の売上票にカード表面記載の会員番号、会員氏名、有効期限等をカード用印字器（以下「インプリンター」という。）により印字し、その売上票に取扱日付、利用代金及び会員が指定した分割回数等の支払方法を記入し、取扱者（販売員）欄に署名又は押印した上で、その場で会員の署名を徴求するものとし、

第7条（CATTによる信用販売の方法）

1. 加盟店端末機（CATT等の端末機その他カードの有効性を確認する機器。以下「端末機」という。）設置店では、金額の多少にかかわらず端末機に障害がない限り、端末機で信用販売の手続きを行い、印字された売上票にその場で会員の署名を徴求し、カード裏面の署名と売上票の署名を照合し、字体が同一であることを確認の上、信用販売を行うものとし、

- に端末機が使用不能の場合は、第 6 条の販売方法により信用販売を行うものとします。
- 2 .加盟店は、端末機から返信されたメッセージに従って信用販売等の処理を行うものとする。
 - 3 .その他、加盟店端末機は、善良なる管理者の十分なる注意義務をもって保管・管理するものとし、その取扱いにあたっては、別に定める端末機使用規定によるものとします。

第 8 条（信用販売の制限）

- 1 . 加盟店が会員 1 人あたり 1 回に信用販売できる販売額の総額（以下「信用販売限度額」と称します。）は次のとおりとします。
 - (1) 端末機による取扱いの場合においては、各会員の与信利用可能枠以内とします。
 - (2) 端末機以外での取扱いの場合においては、当社と加盟店が別に定めた金額以内とします。ただし、この金額については当社が加盟店の取引状況により一方的に変更できるものとします。
- 2 . 加盟店は、前項信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合には、事前に当社の承認を求め、その承認番号を売上票の承認番号欄に記入するものとします。

第 9 条（不適切な信用販売の責任と無効カード等の取り扱い）

- 1 . 加盟店が第 6 条、第 7 条、第 8 条に定める手続によらずに、次の事項に該当する信用販売を行った場合には、加盟店は、その信用販売に対し一切の責任を負うものとし、当社は加盟店に対する立替払を拒否するものとします。また、その代金が立替払済みのものについては、加盟店は当社より請求があり次第直ちに当該金額を返還するものとします。なお、加盟店が当該金額の返還を行わない場合は、別の会員のカード利用により発生した加盟店の有する立替金請求債権と相殺するものとします。
 - (1) 偽造、変造、模造又は著しく損耗したカードでの販売
 - (2) 有効期限を経過したカードでの販売
 - (3) 無効カード通知に掲載されたカードでの販売
 - (4) 会員が転売・質入れすることを目的とした購入行為であることを加盟店が知りながら行った販売
 - (5) 一商品に対し、2 人以上のカードを併用した販売
 - (6) カード販売にて現金の立替、過去の売掛金の清算をした場合
 - (7) 2 人以上の顧客の販売分を 1 枚のカードに取りまとめた販売
 - (8) 加盟店と会員間での商品等の取引事実に基づかない販売
 - (9) インプリンターによる売上で承認番号の付与がない販売
 - (10) 日付、金額の訂正をした売上票の提出
 - (11) 販売を行った日から 2 か月以上経過した売上票の提出
 - (12) 換金性の高い金券類等（回数航空券、各種商品券、ビール券等）の販売のうち換金

目的と推定される会員に対する販売

- (13) 盗用等により売上票になされた署名が明らかにカードの署名と相違するのにカードにより行った販売
 - (14) 会員より加盟店の商品の販売又はサービスの提供以外の目的でカードを取扱うことを求められ、それに応ずること
 - (15) 1 回のカード取扱いについて通常 1 枚の売上票で処理されるべきものを、日付の変更、金額の分割等の複数にわたる売上票による処理等の不実な取扱い
 - (16) 自己、役員又は従業員及びそれらの家族名義のカードによる自店での販売で、売上の増加を主たる目的としていると当社が判断した販売
 - (17) カード提示者がカード記載の本人以外と思われるのにカードでの販売を行った場合及び明らかに不審と思われるのにカードで行った販売
2. 次の場合には、加盟店は信用販売を拒絶し、当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。
- (1) 当社から無効を通知されたカードの提示を受けた場合
 - (2) 明らかに偽造、変造、模造と認められるカードの提示を受けた場合
 - (3) 売上票になされた署名が、明らかにカードの署名と相違する場合
 - (4) カード提示者がカード記載の本人以外と思われる場合及び明らかに不審と思われる場合

第 10 条（売上票の提出及び支払方法）

- 1. 加盟店は、会員に対し信用販売を行った売上票を、当社所定の方法により毎月末日までに当社に提出するものとし、信用販売を行った日から 2 か月以上経過した売上票については、当社は立替払をしないものとします。
- 2. 前項により提出された売上票に基づく売上代金の立替については、第 11 条に定める手数料及び当社所定の諸経費等を差引きの上、毎月 15 日に加盟店の指定口座に振り込むものとします。ただし、当該支払日が金融機関の営業休業日にあたる場合には、翌営業日に振り込むものとします。
- 3. 加盟店は、第 7 条による売上票を端末設置会社との契約に定められた所定の提出先に提出するものとします。

第 11 条（手数料等）

- 1. 加盟店は、別紙に定める次の費用を当社に支払うものとします。
 - (1) 加入時における入会金（加盟店）
 - (2) 当社所定の会費（加盟店）
 - (3) 本規約に基づく加盟店の信用販売総額に対する所定の手数料なお、協力店については、前項(1)の入会金及び前項(2)の会費については不要としま

す。

2. 第 17 条により解約された場合、第 18 条により契約が解除された場合、第 19 条により契約が失効した場合は、理由のいかんを問わず、加盟店が既に支払った入会金及び会費は返還しないものとします。

第 12 条（商品の所有権）

加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、第 10 条に定める支払が行われたときに加盟店から当社に移転するものとします。

第 13 条（支払停止の抗弁）

1. 会員の指定した支払区分がリボルビング払い、分割払いの場合で、会員が商品又は割賦販売法の定める指定権利若しくは指定役務に関する売上債権について支払停止の抗弁を当社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合の当該代金にかかる当社の加盟店に対する立替金の支払は次のとおりとします。

(1) 立替金を保留又は拒絶（当該代金にかかる立替金が支払前の場合）

(2) 当該立替金の返還（当該代金にかかる立替金が支払済みの場合）

なお、この場合、加盟店は当社より請求があり次第直ちに加盟店は返還するものとし、加盟店が当該金額の返還を行わない場合は、別の会員のカード利用により発生した加盟店の有する立替請求債権と相殺するものとします。

(3) 当該立替金の支払（当該抗弁事由が解消した場合）

なお、当社はこの場合、遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。

第 14 条（地位の譲渡の禁止）

1. 加盟店は本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は当社に対する債権を第三者に譲渡し、又は質入れ等ができないものとします。

第 15 条（立替払の拒絶、取り消し）

当社は、次のいずれかに該当する売上票については、加盟店に対する立替払を拒否するものとします。また、その立替金が立替払済みのものについては、加盟店は当社より請求があり次第直ちに当該金額を返還するものとします。なお、加盟店が当該金額の返還を行わない場合、及び第 11 条 1 項に定める当社所定の会費を支払わない場合は、別の会員のカード利用により発生した加盟店の有する立替金請求債権と相殺するものとします。

- (1) 加盟店が提出した売上票が正当なものでない、売上票の記載内容が不実である、又は不備である等、有効なカード利用についての売上票でないと当社が認めた場合
- (2) 信用販売を行った日から 2 か月を超えて売上票が提出された場合

- (3) 本規約のいずれかに違反した場合
- (4) その他第 9 条 1 項に記載した販売である場合

第 16 条（立替払の保留）

加盟店から提出された売上票の正当性に疑いがあると認められた場合、又は第 5 条若しくは第 13 条により会員から当社に対する支払停止の抗弁を受けた場合には、当社は当該取引についての調査が完了するまで当該代金の立替払を保留することができるものとします。この場合においては、加盟店は当社の調査に協力するものとします。

なお、加盟店が当社の調査に協力しなかった場合、当該立替払いを拒絶するものとします。

第 17 条（解約）

加盟店の理由において当社との加盟店契約を解約しようとする場合は、6 か月以前に当社に対して書面で解約の申入れをしなければならないものとし、申入期間が満了した時点で加盟店を脱退できるものとします。ただし、第 9 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条に該当する処分がなされているときは、当社が加盟店から損害の賠償を受けるまでその処分は効力を有するものとします。

第 18 条（契約解除）

加盟店が次の事項に該当する場合には、当社は加盟店に催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、これにより当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、第 10 条に基づく支払を拒絶、保留できるものとします。この場合においては、加盟店の負担により未使用の売上票、ステッカー、ディスプレイ等を直ちに当社に返却するものとします。

- (1) 加盟店申込書又は本規約に定める届出（第 22 条を含む）の記載事項に虚偽の事実が判明した場合
- (2) 他のクレジットカード会社、信販会社との取引にかかわる場合を含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
- (3) 当社所定の売上票を第三者に譲渡、流用させた場合
- (4) 端末機を信用販売以外の目的で使用したり第三者に使用させた場合
- (5) 会員から信用販売の取扱いのために預かったカードを、処理終了後に直ちに会員に返却しなかった場合又は会員のカードを加盟店及びその従業員が会員に返却せずに使用した場合
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、会社更正法手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は振出手形や小切手の不渡りによる銀行取引停止及び法令に違反し、摘発を受ける等加盟店若しくは代表者の信用状態に重大な変化が生じたとき当社が認めた場合
- (7) 監督官庁から営業の取消し又は停止処分を受けた場合

- (8)第 9 条による信用販売があった場合
- (9)加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
- (10)加盟店の業務又はその代表者の行為について反社会性が顕著であると当社が認めた場合
- (11)加盟店又はその代表者及び主要な従業員が暴力団関係者であったことが判明した場合
- (12)加盟店の信用販売において、立替払後、無効カード取引の件数が多発した場合、又は無効カード取引の金額が正常なものと比較して多額であると当社が認めた場合
- (13)会員からの苦情等により、当社が加盟店として不相当と認めた場合
- (14)加盟店若しくは従業員によるカードデータの濫用又は加盟店設置の端末機からのデータの流出が判明した場合
- (15)第 16 条の調査に協力しなかった場合
- (16)第 21 条 2 項の調査及び報告の義務を履行しなかった場合
- (17)割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合
- (18)その他本契約に違反し、又は当社が加盟店として不相当と認めた場合

第 19 条（契約の失効）

加盟店が次のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要することなく加盟店と当社の契約は当然に効力を失うものとします。

- (1) 加盟店の所在地が不明となった場合
- (2) 加盟店の店舗が所在不明となった場合
- (3) 加盟店の代表者が所在不明となった場合

第 20 条（契約期間）

本契約に基づく契約期間は 1 年間とし、当社が加盟店に対して期間満了の 6 か月以前に解約を申し入れないとき、並びに第 9 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条に該当しない場合は、更に 1 年間期間を更新し、以後も同様とします。

第 21 条（情報及び調査、報告の義務）

- 1.加盟店は、本申込み及び本契約に基づく取扱いに関して当社が他から加盟店に関する情報を入手利用することをあらかじめ承認するものとします。
- 2.当社が加盟店に対して、加盟店の業務内容、会員のカードの利用状況及びギフトカードの使用実績等について調査の協力、報告を求めたときは、速やかにその調査に協力するものとします。

第 22 条（変更事項の届出）

1. 加盟店が当社に届出した商号、代表者、所在地、カード取扱店舗、支払案内送付先、指定口座、営業項目、販売する商品及び提供するサービス等に変更があった場合には、直ちに当社所定の手続により届け出るものとします。
2. 前項の変更が届けられた場合、当社は内容を審査し当社が不相当と認めた場合は契約を解除することができるものとします。
3. 前項の届出がないため加盟店に対する通知、送付書類その他のものが到着しなかった場合は、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。この場合においては、当社に対する届出を怠ったことにより当社が被る損害はすべて加盟店の負担とします。
4. 本条第 1 項の届出を怠った場合、当社は契約を解除することができるものとします。

第 23 条（規約の変更）

本規約の変更について、当社から変更内容を通知したのちに会員に対しカードによる信用販売を行ったときは、加盟店が変更事項又は新加盟店規約を承認したものとみなします。

第 24 条（個人情報の取扱い）

1. 本項で定める個人情報は、加盟店が加盟店業務において収集した会員の情報とし、加盟店は、本契約における会員の個人情報の取扱いに関しては個人情報の保護に関する法律、その他関連法令を遵守するものとします。
2. 加盟店は収集した個人情報を取り扱う際は、取扱者を限定する等、厳重に管理するものとします。
3. 加盟店は収集した個人情報について不正アクセス、紛失、盗難、改ざん、漏えいその他の事故が発生しないよう必要かつ適切に合理的な予防措置を講じるものとします。また、万一事故が発生した場合は速やかに当社に報告するとともに、当社の指示に従うものとします。
4. 加盟店は当社の要請があった場合又は本契約が解約、解除若しくは失効したときは、加盟店業務において有している個人情報の一切を直ちに消去し、又は返還するものとします。

第 25 条（機密の保持）

1. 加盟店は本契約において、クレジットカード番号等知り得たすべての情報を万全に保管し、第三者に提供、開示、又は漏えいしてはならないものとします。また、本契約の目的以外に利用しないものとします。
2. 加盟店は当社の事前の承認がない限り、収集したすべての情報を第三者に再委託しないものとします。

3. 加盟店は、本条1項に記載される情報について、漏えい等の事案が発生した場合には、直ちに当社へ連絡するものとします。
4. 加盟店は、本条1項に記載される情報について、漏えい等が発生したと判断される場合には当社が行う漏えい等の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査に協力することに同意するものとします。
5. 加盟店は、本条3項の事案が発生した場合には、漏えい等が発生した原因等を調査し、有効な再発防止策をとるものとします。
6. 加盟店は、本条5項に記載する再発防止策の策定内容を当社に書面により直ちに通知するものとします。
7. 加盟店は本契約の違反、事故その他加盟店の責めに帰すべき事由により、情報が漏えいし当社、又は会員に損害が生じた場合、加盟店は当該損害につき損害賠償の義務を負うものとします。
8. 本条第1項の機密保持は本契約終了後も効力を有するものとします。

第26条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、札幌簡易裁判所及び札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第27条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が定める加盟店取扱要領等に従うものとします。

個人情報の取り扱いに関して

第1条（個人情報の収集・登録及び利用の同意）

1. 加盟店又は加盟店申込者及び代表者（以下「加盟店申込者等」という。）は加盟店申込みに関する個人情報を当社が目的の遂行に必要な範囲内で収集し、利用することに同意するものとします。
2. 加盟店申込書に記載された加盟店申込者等の情報について、申込者との連絡のために利用するほか、加盟店入会審査、契約中の再審査、管理業務及び当社が本規約に基づいて行う業務の範囲内で利用するものとします。
3. 当社が取得する加盟店申込者等の個人情報は、加盟店申込書に記載された、代表者氏名、生年月日、居住地、電話番号等当社が、加盟店契約を締結する上で必要最小限な範囲内とします。
4. 加盟店申込契約や手続、情報処理のため個人情報の預託に関する契約を締結した企業に対し、必要な保護措置を講じた上で、個人情報を預託する場合があります。また、当社が業務委託する提携企業に必要な範囲で情報を預託し、又は提供する場合があります。
5. 当社が加盟店申込みに際し個人情報を取得することに同意しない場合には、加盟店契約をお断りする場合又は資格を取消しさせていただく場合があります。

第2条（加盟店信用情報機関の利用・登録の同意）

1. 加盟店申込者等は、本契約（申込みを含む）に基づく加盟店情報及び個人情報について、以下のとおり同意するものとします。
 - (1) 加盟申込審査、加盟店契約締結後の加盟店管理・調査義務の履行、取引継続に係る調査のため、当社が加盟する加盟店信用情報機関に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店等に関する情報について、当社が加盟する加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の参加会員が加盟申込審査、加盟店契約後の加盟店管理・調査義務の履行、取引継続に係る調査のため共同利用すること。
 - (3) 当該機関の参加会員が、不正取引の排除、加盟後の管理、加盟店登録情報の正確性・最新性の維持に必要な、情報開示・訂正・利用停止等のため登録加盟店情報が共同利用、相互提供すること。
 - (4) 加盟申込不成立になった場合、不成立理由のいかんにかかわらず、加盟申込をした事実及び情報等について当社が加盟する加盟店信用情報機関に一定期間登録され当該機関参加会員が共同利用すること。
 - (5) 加盟契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し利用すること。

2. 当社が加盟する加盟店信用情報機関等の揭示

名 称	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター
住 所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1 4 - 1 住友生命日本橋小網町ビル6階
電 話 番 号	0 3 - 5 6 4 3 - 0 0 1 1
受 付 時 間	月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始を除く）
共同利用の 目的	割賦販売法第35条の20及び第35条の21に基づき、割賦販売等に係る取引の健全な 発達及び利用者等の利益の保護に資するためにおこなう会員会社による加盟店審査並 びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等のため
共同利用される 情報の範囲	①包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な事 実及び事由 ②個別信用購入あっせん取引における、当該販売店との加盟店契約時の調査及び苦情処 理のために必要な調査の事実及び事由 ③包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の利益 の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購 入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ④利用者等の保護に欠ける行為に該当し、当社・顧客に不当な損害を与える行為、その 他取引に関する客観的事実に関する情報 ⑤顧客（契約済みのものに限らない）から当社及び会員会社に申し出のあった内容及び 当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報 ⑥行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法 律等について違反し、公表された情報等）、及び当該内容について、当センター及び 当社並びに当センターの会員会社が調査収集した情報 ⑦当センターが興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容 ⑧前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係 販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話 番号並びに代表者の氏名及び生年月日）
共同利用の 範囲	登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用あっせん業者である、立替払取次業者の うち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつ当センターの会員会社 （参加会員は社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。） http://www.j-credit.or.jp/
登録される期間	登録した日から5年間
共同利用責任者	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町1 4 - 1 住友生命日本橋小網町ビル6階 0 3 - 5 6 4 3 - 0 0 1 1

3. 当社が新たに加盟店信用情報機関に加盟・追加する場合は、書面又は当社ホームペー
ジ等当社が適当と認める方法により告知するものとします。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 加盟店申込者等は、当社又は当社が加盟する加盟店信用情報機関に対して登録されている個人情報の開示をするよう請求することができます。
2. 万一、当社の保有する個人情報の登録内容が事実と相違していることが判明した場合は速やかに訂正又は削除に応じます。

当社の個人情報に関する連絡先はホームページをご覧ください。

(<http://www.nissenren-scort.co.jp/>)